

JP SMS認証・登録制度実施要領 2025年度改正内容

認証・登録の期間	改正前		改正後	
	3年		4年	
JP SMS認証・登録制度実施要領 2025年度版	2. 7 認証・登録の期間 認証・登録の期間は、認証・登録日より 3年間 とします。			2. 7 認証・登録の期間 認証・登録事業者の認証・登録の期間は、認証・登録日より 4年間 とします。
認証・登録の審査				
	一次審査	二次審査	一次審査	二次審査
0年目	登録審査	概形審査 書類審査 現地審査	登録審査	概形審査 書類審査 現地審査
丸1年目	継続審査	概形審査 書類審査 現地審査	継続審査	概形審査 書類審査
丸2年目	継続審査	概形審査 書類審査 現地審査	継続審査（中間）	概形審査 書類審査 現地審査
丸3年目	更新審査	概形審査 書類審査 現地審査	継続審査	概形審査 書類審査
丸4年目				更新審査
JP SMS 認 証 ・ 登 録 制 度 実 施 要 領 2 0 2 5 年 度 版	2. 4 認証・登録の審査及び手続き JP SMSの取組を実施し、認証・登録を希望する事業者（以下「受審事業者」という。）は、ガイドラインの要求事項への適合状況について、以下の手順により、認定・登録された評価員による 登録審査 を受審しなければなりません。			2. 4 認証・登録の審査及び手続き JP SMSの取組を実施し、認証・登録を希望する事業者（以下「受審事業者」という。）は、ガイドラインの要求事項への適合状況について、以下の手順により、認定・登録された評価員による審査を受審しなければなりません。
	1) 受審事業者は、最寄りのJP SMS事務局に、概形及び書類審査対象書類と、別に定める審査費用とともに所定の書式により、登録、更新 又は 継続審査（概形及び書類審査並びに現地審査。）を申し込みます。但し、現地審査は概形及び書類審査の合格後に現地審査費用とともに申し込みます。審査の標準審査工数及び費用は、別表「認証・登録の費用」に定めています。			1) 受審事業者は、最寄りのJP SMS事務局に、概形及び書類審査対象書類と、別に定める審査費用とともに所定の書式により、登録、更新 又は 、 継続審査（中間） 又は継続審査（概形及び書類審査並びに現地審査。 継続審査は概形及び書類審査のみ ）を申し込みます。但し、現地審査は概形及び書類審査の合格後に現地審査費用とともに申し込みます。審査の標準審査工数及び費用は、別表「認証・登録の費用」に定めています。
	2. 8 継続審査 継続審査は、次の手順により行います。			2. 8 継続審査（中間） ・継続審査 継続審査（中間）及び 継続審査は、次の手順により行います。
	1) 認証・登録事業者は、認証・登録を受けた後、更新審査を受けた後に担当事務局からの案内に基づき認証・登録日又は更新日から概ね1年後に 1回、2年後に1回の所定の継続審査 を受審しなければなりません。			1) 認証・登録事業者は、認証・登録を受けた後、更新審査を受けた後に担当事務局からの案内に基づき認証・登録日又は更新日から概ね1年後に 継続審査を、2年後に継続審査（中間）を、3年後に継続審査 を受審しなければなりません。